

令和3年9月2日

中小企業診断協会 中小企業診断士試験係 御中

株式会社 東京リーガルマインド  
代表取締役社長 反町雄彦

令和3年度中小企業診断士第1次試験中小企業経営・中小企業政策 第22問（以下「本問」と言う。）に関して、本日、中小企業診断協会に以下のとおり、意見書を提出致します。

- (1) 令和3年度中小企業診断士第1次試験中小企業経営・中小企業政策第22問にて「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に関する出題がされているが、同法律はすでに廃止されているため、本問は不適切である。
- (2) 本問が適切であるというのであれば、その理由を公開すること。

1. 先日、中小企業診断協会から令和3年度中小企業診断士第1次試験が実施されたが、中小企業経営・中小企業政策 第22問にて「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に関する出題がされている。
2. 本問にある「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」は、令和2年6月19日に「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第58号）」が公布され、令和2年10月1日に施行されたことにもない、すでに廃止されている。  
参考）中小企業庁：ものづくりに取り組む中小企業への支援策(中小ものづくり高度化法ポータルサイト)  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/portal/index.htm>
3. 本問（設問2）で問われている「特定ものづくり基盤技術」は、現在「中小企業等経営強化法第三条」を根拠とした「中小企業等の経営強化に関する基本方針第4第4項第1号」に規定によるものであり、「中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律」ではない。  
参考）中小企業庁：中小企業の特定期間ものづくり基盤技術の高度化に関する指針  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/shishin.html>  
全文（12技術）  
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/download/shishin/2020/sall.pdf>
4. 廃止されている法律の内容について問う出題、根拠となる法律が異なる内容について問う出題は不適切である。

以上